

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成29年度 第1回 高松市景観審議会
開 催 日 時	平成29年11月30日(木) 11時00分～12時00分
開 催 場 所	四番丁スクエア 会議室
議 題	(1) 高松市屋外広告物条例の一部改正について (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	—
出 席 委 員	井上 雅子、牛山 泰博、浦 篤正、杉本 三枝、増田 拓朗、 松島 学、渡辺 裕之、橋田 行子、塚本 文、都村 仁、 濱波 稔、上杉 康代、原内 純治
欠 席 委 員	坂本 信孝、吉岡 和子、作道 忠道
オブザーバー	—
傍 聴 者	0名
担当課及び 連絡先	都市整備局 都市計画課 Tel 839-2455 Fax 839-2452

### 会議経過及び会議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

(1) 会長の選任について

高松市景観審議会条例第6条第1項の規定により会長を選出した。

会長 松島委員

会長は、会議を公開するとの確認を行った。

(2) 高松市屋外広告物条例の一部改正について

事務局より報告し、様々なご意見をいただいた。

(3) その他

所有者不明な老朽化広告物に対する、高松市による危険広告物パトロール(案)について報告し、様々なご意見をいただいた。

審 議 経 過

会長	高松市屋外広告物条例の改正について、事務局から報告があった。この内容について、疑問点や質問、委員皆様の御意見をお願いしたい。
委員	いいことだと思う。対象規模については、広告物の縦幅だけではなく、横幅も基準に入れてもいいのではないかと。 また、店舗を閉店している広告物については、閉店時に撤去してくれれば良いが、放置されている物件もあるので、対応を検討してほしい。
委員	看板は経年劣化が非常に大きな問題であるので、点検は必須である。多くの広告物は目視点検を行ってはいるが、本来点検としては高所作業車等を使用し、広告板の内部を確認し、点検、補修を行わなければならない。どうしても金額、人材がかかってくるが、事故を起こさないためにはやらなければいけないことである。
委員	店舗デザインを行っているので、看板はよく見る。安全や景観の面で点検は非常に良いことだと思うが、点検者の資格について、資格を定めたとして、それらの技能がきちんと必要な場面で生かされるものなのか、また、これらの資格者は、広告物設置業務に関連する人達であることを想定されているのか、疑問がある。
事務局	資格に関し、高松市では管理者について現在も設定しており、それらを引き継いだ上で、国から点検者として必要な資格として示されたものを含めて、今回の資格を検討している。また、屋外広告士は資格上、広告物の設置、管理に関する業務を行っているので、こちらは広告物関連業務に携わっておられるが、建築士や、電気工事士、電気主任技術者の方々は必ずしも広告物設置に関する業務に携わっているばかりではないと思う。今回の条例改正により、点検者は点検結果報告書を提出することとなり、ある程度の責任が発生することになると、全く広告物に関わった経験の無い建築士等が点検業務に携わる可能性はかなり低い、と考えている。
会長	委員のおっしゃる通り、一級建築士の方でも、経験が無ければ広告物の点検は難しい。しかし広告物の設置、点検に係る専門家自体の数も少なく、ある程度幅を広げなければ、実効性を担保することが難しい。あまりにも劣化のひどい物等は、広告物の設置経験のない建築士等でもわかるので、まず取り組む、という形で高松市は検討しているのではないかと。
委員	電気工事士、電気主任技術者等は、電気が使用されているもののみを担当することになるのか。
事務局	ネオン広告など、ビルを建てる段階から配線を設定している看板は、屋外広告士等では配線の現況などを判断しづらく、電気工事士等に依頼される可能性もあると考えている。実際それらの広告物は、高い位置に設置されている物が多く、点検対象となる看板

	<p>も多数出てくると想定している。ただ、広告物と建物との設置部位の構造的強度などに関しては、電気工事士等では判断しづらいことも想定されるので、電気配線等に関しては電気工事士等が、構造面等に関しては屋外広告士、建築士等が点検し、点検報告書は屋外広告士等が作成することも想定している。</p>
委員	<p>構造的に問題が出てくるのは接合部分なので、点検に関しては、そこを確認するよう指導していくことをお願いする。</p>
委員	<p>管理者が責任を持って、ということではあるが、実施していくのは難しいのではないかと、思う。</p>
会長	<p>点検者が3年に1回点検結果報告書を提出する、ということを実施していくことになる。申請が不要な広告物等に関しては、その他のところで報告があると思う。</p>
委員	<p>設置者、管理者と点検者の連携が実施には重要だと思われる。個人的には設置位置が地上高4m以上のものを対象にする、という変更は非常に良い。</p>
委員	<p>管理者に点検資格を持たせる、というのは難しいのか。設置者、管理者、点検者の関連性を整理しないと、責任は三者のうちだれが持つのか、という点がはっきりしない。管理者が点検者を選定するのか。点検結果報告書が提出されなければ更新はしない、ということになるのか。また、放置されている広告物等に関しても、今後検討していくべき。</p>
事務局	<p>管理者が点検者を選定する、ということになる。</p>
会長	<p>点検者に巨額の損害賠償が請求された事例もあり、個人で責任を負うのは難しいので、検討していくべき事案であると思う。</p>
委員	<p>放置された屋外広告物については、事故が発生すれば大きな問題になる。安全、安心が優先されるので、条例改正にて、放置された屋外広告物に対する点検を行うことを指導していただきたい。意見としては、許可更新の際に点検結果報告書を提出させるということだが、パトロール等の際に危険な広告物を発見した場合、即座に対応できる体制を整えてほしい。</p>
委員	<p>実際の運用面において、どのように設置者、管理者に運用を促していくのか。また、地上高4mの解釈がぶれないようにしっかり指導してほしい。</p>
委員	<p>地上高4mに関しては、建築基準法における建築確認申請基準の4mに合わせたものではないのか？</p>

事務局	<p>元々建築確認が必要な広告物に関しては、建築確認申請を行うように指導してきた経緯もあり、地上高4mという高さに設定した。地上高4mは広告物の上端が4mを超える場合、ということであるが、判り難い部分もあると思うので、高松市屋外広告物の手引きやガイドラインにて図示することで指導していきたい。</p>
委員	<p>香川県も高松市とともに条例改正を進行中である。点検報告書の様式については何か検討しているか。</p>
事務局	<p>現在使用中である点検報告書、国が示されている点検報告書、香川県屋外広告美術協同組合が推薦している点検報告書、他県、他都市で使用されている点検報告書様々なものがあり、それらの中から項目等を選定中である。細かくしすぎると実効性に支障が出るのが懸念されるため、香川県、香広美、他自治体様式等を参考に検討している。</p>
会長	<p>確かにあまり細かくしすぎると実効性に問題が出るので、実効性が確保できる程度のものでほしい。</p> <p>それではその他の報告についてお願いしたい。</p>
事務局	<p>事前にご意見をお伺いした際に、いただいた意見の中で最も多かったのが、所有者不明の老朽化した広告物、放置広告物をどうするか、ということであった。これについて、年1回2班編成によるパトロールを行うことを検討している。通行量の多い街中、商店街を1班、市街地周辺部の大通り沿線を1班とし、実態把握を主に行い、件数、状態等をリスト化していくことを目的とする。その後の処置として、指導、勧告、強制撤去まで持っていくことは現状難しいので、香川県、香広美、先行自治体と情報交換し、対応を検討していきたい。</p> <p>広告主等の不明な空きテナントの広告物等については、周知等は難しいところがあるが、管理する不動産関連団体等に周知を行い、点検を実施するよう指導していくことを検討している。</p>
会長	<p>市内の老朽化、放置された危険な広告物について、現状が不明なことから、まず状況把握を行い、対応を検討していくという方針である。これについて委員皆様の御意見等お伺いしたい。</p>
委員	<p>屋外広告物に限らず、行政側の取組としては説明にあったようなことを実施していただき、市民を巻き込んだ地域によるメンテナンスが必要ではないか。</p>
委員	<p>香川県としては、高松市と一緒に対策を取り組んでいきたい。県では高松市と違い、申請屋外広告物についても電子データによる管理がなされておらず、そういったところから対応を進めていきたい。</p>
委員	<p>香川県屋外広告美術協同組合としては、点検技能士育成に力を入れており、本年2月</p>

	<p>にも講習会を開催し、四国で100名程度受講者がいた。毎年開催予定であり、今後点検技能士を育成し、人数を増やすことで、広告物の安全点検に対応できる環境を整えていきたい。</p> <p>点検結果報告書であるが、全広連で設定しているものは詳細すぎるため、もう少し現状に合ったものに改善し、高松市や香川県が想定しているものと擦り合わせ、だれもが使用できるものにしていきたい。</p> <p>点検技能士について、事故が起きた際の責任の大きさ、負担の軽減に関し、全広連で保険を作っている。事故はあってはならないことだが、いざ事故が発生した際の賠償責任の重さを考えると、点検者を守ることも考えなくてはならない。</p>
委員	<p>広告物の管理者、スポンサーに対し責任を負わせることも検討すべきではないか。</p>
事務局	<p>点検については、ビル管理者、不動産組合に対して周知を行っていく予定である。</p>
委員	<p>ビルの管理者、不動産会社に関しても、周知徹底することは重要で、非常に効果的だと思う。ビル管理者、不動産業者も責任を負うことで、点検者個人などに責任が集中することは防げるのではないか。</p>
会長	<p>意見も出つくしたので、これで終了する。</p>